

令和7年度山口県医療的ケア児安心子育て推進事業補助金募集要項

1 趣旨

山口県医療的ケア児安心子育て推進事業（以下「本事業」という。）は、医療的ケア児を養育する家族が安心して子育てし、医療的ケア児が健やかに成長できる環境を整備することを目的として、県内で障害児通所支援事業所を開設・拡充する法人が、医療的ケア児の新たな受入れ又は既存事業所の受入定員の拡大を行う際に必要となる看護職員配置、設備整備及び備品購入等に係る経費を補助する事業です。

2 補助対象法人

児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けた同法第6条の2の2第1項に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスを実施する法人を対象とします。

ただし、国又は地方公共団体等が運営するものを除きます。

3 補助対象経費

医療的ケア児の新たな受入れ又は受入定員の拡大を行う際に必要となる以下の費用

- ・看護職員配置に係る経費
- ・設備整備及び備品購入等に係る経費

施設の改修費用（新築・増築）、送迎用自動車の導入・改修費用、医療用機器等備品購入費用等

4 補助基準額等

区 分	基準額	補助率
看護職員配置	1法人あたり2,645千円までを上限とした実費に対する定額補助	定額
設備整備等	1法人あたり10,000千円	3／4

5 補助対象法人の選定

法人から提出のあった事業計画書について、各圏域における医療的ケア児を受け入れることのできる障害児通所支援事業所の整備状況及び事業計画の実現可能性等の観点から、審査を行い、補助対象法人を選定します。

なお、申請状況によっては、基準額を下回る金額での補助決定や不採択などの場合があります。

また、必要に応じて、事業計画書の内容その他必要な事項について説明を求めることがあります。

6 応募手続き

(1) 提出書類

①事業計画書（協議用）

②参考資料

- ・看護職員配置に係る雇用契約書等
- ・設備整備の見積書、仕様書の写し
- ・新築、増築又は改修内容等の分かる平面図
- ・備品等見積書の写し、検討している機器のカタログ等

(2) 提出方法及び提出期限

令和7年6月30日（月）午後5時までに、9に記載する問い合わせ先へ持参または郵送（必着）により提出してください。

7 選定結果の決定及び通知

選定結果については、申請者に通知するとともに、選定された対象法人・事業所を県ホームページに掲載します。

8 留意事項

- (1) 補助金交付決定通知後の支出経費が対象となります。
- (2) 看護職員配置又は設備整備等に係る補助のいずれか一方について申請することもできます。
- (3) 看護職員配置については、直接雇用のほか派遣による配置も対象となります。
また、補助金交付決定後の新たな配置を原則としますが、医療的ケア児の新たな受入れ又は受入定員の拡大のために、従前から配置されている者が従事する場合も含みます。
- (4) 補助金交付の対象は、令和8年3月末日までに事業が完了されているものに限りません。
- (5) 他の補助事業等により補助対象となるものは、本事業の対象外となります。
- (6) 応募に要する費用は、全て応募者の負担となります。
- (7) 提出された書類は返却しません。
- (8) 審査経過は非公開とし、審査内容に関する質問は受け付けません。
- (9) 補助事業により看護職員配置・設備整備等を行った事業所は、医療的ケア児の適切な受入れを行ってください。

9 問い合わせ先（計画書の提出先）

〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県健康福祉部障害者支援課在宅福祉推進班 担当：花屋

a14100@pref.yamaguchi.lg.jp

TEL 083-933-2764 FAX 083-933-2769